

令和元年9月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
決算議案	27
条例議案	13
一般議案	8
補正予算議案	3
合計	51

令和元年9月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	平成30年度北九州市一般会計決算について	会計室
2	平成30年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	
3	平成30年度北九州市食肉センター特別会計決算について	
4	平成30年度北九州市卸売市場特別会計決算について	
5	平成30年度北九州市渡船特別会計決算について	
6	平成30年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
7	平成30年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
8	平成30年度北九州市港湾整備特別会計決算について	
9	平成30年度北九州市公債償還特別会計決算について	
10	平成30年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
11	平成30年度北九州市土地取得特別会計決算について	
12	平成30年度北九州市駐車場特別会計決算について	
13	平成30年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	
14	平成30年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	
15	平成30年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	
16	平成30年度北九州市介護保険特別会計決算について	
17	平成30年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	
18	平成30年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	
19	平成30年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	

番号	件名	提出局
20	平成30年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	会計室
21	平成30年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	
22	平成30年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	上下水道局
23	平成30年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	
24	平成30年度北九州市交通事業会計決算について	交通局
25	平成30年度北九州市病院事業会計決算について	保健福祉局
26	平成30年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	上下水道局
27	平成30年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	公営競技局
28	北九州市職員の分限に関する条例等の一部改正について	総務局
29	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	
30	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
31	北九州市印鑑条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
32	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
33	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保健福祉局
34	北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について	
35	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
36	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	
37	北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	建設局
38	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築都市局
39	北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	消防局
40	八幡西消防署移転新築工事請負契約の一部変更について	技術監理局

番号	件名	提出局
41	40メートル級はしご付消防自動車の取得について	技術監理局
42	市有地の処分について	財政局
43	住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について	市民文化スポーツ局
44	地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の変更の認可について	保健福祉局
45	損害賠償の額の決定及び和解について	建設局
46	建物の取得について	
47	債務不存在確認請求事件に関する反訴の提起について	上下水道局
48	令和元年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
49	令和元年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
50	令和元年度北九州市病院事業会計補正予算について	
51	北九州市宿泊税条例について	

No.	件名	要旨	
平成 30 年度 決算 規模	一般会計	1 歳入 5,485億2,345万5千円	
		2 歳出 5,453億6,971万9千円	
		3 形式収支 31億5,373万6千円	
		4 実質収支 15億7,665万1千円	
		5 単年度収支 1億2,816万円	
	特別会計	1 歳入 4,069億8,189万7千円	
		2 歳出 3,930億8,539万5千円	
		3 形式収支 138億9,650万2千円	
		4 実質収支 137億902万1千円	
		5 単年度収支 △9億9,535万円	
	企業会計	1 収入 2,175億3,437万1千円	
		2 支出 2,375億337万8千円	
		3 形式収支 △199億6,900万7千円	
		4 補てん財源等 210億2,657万8千円	
		5 単年度実質収支 10億5,757万1千円	
		6 29年度末資金剰余 151億5,959万8千円	
		7 30年度末資金剰余 179億9,382万3千円	
	1	平成30年度北九州市 一般会計 決算について	1 歳入 5,485億2,345万5千円 2 歳出 5,453億6,971万9千円 3 形式収支 31億5,373万6千円
	2	平成30年度北九州市 国民健康保険 特別会計決算について	1 歳入 1,071億7,535万1千円 2 歳出 1,026億811万6千円 3 形式収支 45億6,723万5千円

No.	件名	要 旨		
3	平成 30 年度北九州市 食肉センター 特別会計決算について	1 歳入	3 億 7,790 万 6 千円	
		2 歳出	2 億 9,067 万 5 千円	
		3 形式収支	8,723 万 1 千円	
4	平成 30 年度北九州市 卸売市場 特別会計決算について	1 歳入	8 億 9,865 万 9 千円	
		2 歳出	7 億 4,784 万円	
		3 形式収支	1 億 5,081 万 9 千円	
5	平成 30 年度北九州市 渡船 特別会計決算について	1 歳入	3 億 8,676 万 1 千円	
		2 歳出	3 億 1,312 万 1 千円	
		3 形式収支	7,364 万円	
6	平成 30 年度北九州市 土地区画整理 特別会計決算について	1 歳入	20 億 9,488 万 3 千円	
		2 歳出	18 億 9,968 万 2 千円	
		3 形式収支	1 億 9,520 万 1 千円	
7	平成 30 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計決算について	1 歳入	1 億 469 万円	
		2 歳出	9,506 万 3 千円	
		3 形式収支	962 万 7 千円	
8	平成 30 年度北九州市 港湾整備 特別会計決算について	1 歳入	60 億 3,142 万 5 千円	
		2 歳出	39 億 3,484 万 7 千円	
		3 形式収支	20 億 9,657 万 8 千円	
9	平成 30 年度北九州市 公債償還 特別会計決算について	1 歳入	1,670 億 835 万 4 千円	
		2 歳出	1,670 億 835 万 4 千円	
		3 形式収支	0 千円	

No.	件名	要 旨		
10	平成 30 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計決算について	1 歳入	2 億 5,965 万	5 千円
		2 歳出	733 万	4 千円
		3 形式収支	2 億 5,232 万	1 千円
11	平成 30 年度北九州市 土地取得 特別会計決算について	1 歳入	17 億 9,217 万	8 千円
		2 歳出	17 億 9,188 万	9 千円
		3 形式収支	28 万	9 千円
12	平成 30 年度北九州市 駐車場 特別会計決算について	1 歳入	5 億 6,417 万	6 千円
		2 歳出	3 億 3,282 万	3 千円
		3 形式収支	2 億 3,135 万	3 千円
13	平成 30 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計決算について	1 歳入	7 億 5,517 万	1 千円
		2 歳出	2 億 211 万	8 千円
		3 形式収支	5 億 5,305 万	3 千円
14	平成 30 年度北九州市 産業用地整備 特別会計決算について	1 歳入	18 億 3,243 万	7 千円
		2 歳出	3 億 4,724 万	8 千円
		3 形式収支	14 億 8,518 万	9 千円
15	平成 30 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計決算について	1 歳入	4,565 万	4 千円
		2 歳出	3,047 万	9 千円
		3 形式収支	1,517 万	5 千円
16	平成 30 年度北九州市 介護保険 特別会計決算について	1 歳入	972 億 8,434 万	7 千円
		2 歳出	950 億 9,730 万	5 千円
		3 形式収支	21 億 8,704 万	2 千円

No.	件名	要 旨		
17	平成 30 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計決算について	1	歳入	2,291 万 5 千円
		2	歳出	45 万 7 千円
		3	形式収支	2,245 万 8 千円
18	平成 30 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理 特別会計決算について	1	歳入	37 億 8,856 万 2 千円
		2	歳出	24 億 7,327 万 5 千円
		3	形式収支	13 億 1,528 万 7 千円
19	平成 30 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計決算について	1	歳入	5 億 8,066 万 1 千円
		2	歳出	5 億 8,066 万 1 千円
		3	形式収支	0 千円
20	平成 30 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計決算について	1	歳入	157 億 4,488 万 3 千円
		2	歳出	152 億 5,170 万円
		3	形式収支	4 億 9,318 万 3 千円
21	平成 30 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計決算について	1	歳入	2 億 3,322 万 9 千円
		2	歳出	7,240 万 8 千円
		3	形式収支	1 億 6,082 万 1 千円

No.	件名	要旨																					
22	平成30年度北九州市 上水道事業会計に係る 利益の処分及び決算に ついて	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>250億 5,784万 1千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>321億 8,242万 8千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△71億 2,458万 7千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>69億 4,081万 2千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△1億 8,377万 5千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>29年度末資金剰余</td> <td>60億 2,855万 9千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30年度末資金剰余</td> <td>58億 4,478万 4千円</td> </tr> </table>	1	収入	250億 5,784万 1千円	2	支出	321億 8,242万 8千円	3	形式収支	△71億 2,458万 7千円	4	補てん財源等	69億 4,081万 2千円	5	単年度実質収支	△1億 8,377万 5千円	6	29年度末資金剰余	60億 2,855万 9千円	7	30年度末資金剰余	58億 4,478万 4千円
1	収入	250億 5,784万 1千円																					
2	支出	321億 8,242万 8千円																					
3	形式収支	△71億 2,458万 7千円																					
4	補てん財源等	69億 4,081万 2千円																					
5	単年度実質収支	△1億 8,377万 5千円																					
6	29年度末資金剰余	60億 2,855万 9千円																					
7	30年度末資金剰余	58億 4,478万 4千円																					
23	平成30年度北九州市 工業用水道事業会計に 係る利益の処分及び決 算について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>19億 6,324万 2千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>22億 2,210万 8千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△2億 5,886万 6千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>2億 5,165万 4千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>721万 2千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>29年度末資金剰余</td> <td>17億 8,332万 4千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30年度末資金剰余</td> <td>17億 7,611万 2千円</td> </tr> </table>	1	収入	19億 6,324万 2千円	2	支出	22億 2,210万 8千円	3	形式収支	△2億 5,886万 6千円	4	補てん財源等	2億 5,165万 4千円	5	単年度実質収支	721万 2千円	6	29年度末資金剰余	17億 8,332万 4千円	7	30年度末資金剰余	17億 7,611万 2千円
1	収入	19億 6,324万 2千円																					
2	支出	22億 2,210万 8千円																					
3	形式収支	△2億 5,886万 6千円																					
4	補てん財源等	2億 5,165万 4千円																					
5	単年度実質収支	721万 2千円																					
6	29年度末資金剰余	17億 8,332万 4千円																					
7	30年度末資金剰余	17億 7,611万 2千円																					
24	平成30年度北九州市 交通 事業会計決算について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>19億 6,042万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>20億 9,213万 9千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△1億 3,171万 9千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>3,194万円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△9,977万 9千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>29年度末資金剰余</td> <td>14億 9,906万 8千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30年度末資金剰余</td> <td>13億 9,928万 9千円</td> </tr> </table>	1	収入	19億 6,042万円	2	支出	20億 9,213万 9千円	3	形式収支	△1億 3,171万 9千円	4	補てん財源等	3,194万円	5	単年度実質収支	△9,977万 9千円	6	29年度末資金剰余	14億 9,906万 8千円	7	30年度末資金剰余	13億 9,928万 9千円
1	収入	19億 6,042万円																					
2	支出	20億 9,213万 9千円																					
3	形式収支	△1億 3,171万 9千円																					
4	補てん財源等	3,194万円																					
5	単年度実質収支	△9,977万 9千円																					
6	29年度末資金剰余	14億 9,906万 8千円																					
7	30年度末資金剰余	13億 9,928万 9千円																					

No.	件名	要旨																					
25	平成30年度北九州市 病院 事業会計決算について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>382億7,034万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>407億3,686万5千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△24億6,652万5千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>17億945万5千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△7億5,707万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>29年度末資金剰余</td> <td>31億3,141万8千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30年度末資金剰余</td> <td>23億7,434万8千円</td> </tr> </table>	1	収入	382億7,034万円	2	支出	407億3,686万5千円	3	形式収支	△24億6,652万5千円	4	補てん財源等	17億945万5千円	5	単年度実質収支	△7億5,707万円	6	29年度末資金剰余	31億3,141万8千円	7	30年度末資金剰余	23億7,434万8千円
1	収入	382億7,034万円																					
2	支出	407億3,686万5千円																					
3	形式収支	△24億6,652万5千円																					
4	補てん財源等	17億945万5千円																					
5	単年度実質収支	△7億5,707万円																					
6	29年度末資金剰余	31億3,141万8千円																					
7	30年度末資金剰余	23億7,434万8千円																					
26	平成30年度北九州市 下水道事業会計に係る 利益の処分及び決算に ついて	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>400億5,885万1千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>499億4,132万8千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△98億8,247万7千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>99億5,219万9千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>6,972万2千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>29年度末資金剰余</td> <td>27億1,722万9千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30年度末資金剰余</td> <td>27億8,695万1千円</td> </tr> </table>	1	収入	400億5,885万1千円	2	支出	499億4,132万8千円	3	形式収支	△98億8,247万7千円	4	補てん財源等	99億5,219万9千円	5	単年度実質収支	6,972万2千円	6	29年度末資金剰余	27億1,722万9千円	7	30年度末資金剰余	27億8,695万1千円
1	収入	400億5,885万1千円																					
2	支出	499億4,132万8千円																					
3	形式収支	△98億8,247万7千円																					
4	補てん財源等	99億5,219万9千円																					
5	単年度実質収支	6,972万2千円																					
6	29年度末資金剰余	27億1,722万9千円																					
7	30年度末資金剰余	27億8,695万1千円																					
27	平成30年度北九州市 公営競技事業会計に係る 利益の処分及び決算 について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>1,102億2,367万7千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>1,103億2,851万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△1億483万3千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>21億4,051万8千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>20億3,568万5千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>29年度末資金剰余</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>30年度末資金剰余</td> <td>38億1,233万9千円</td> </tr> </table>	1	収入	1,102億2,367万7千円	2	支出	1,103億2,851万円	3	形式収支	△1億483万3千円	4	補てん財源等	21億4,051万8千円	5	単年度実質収支	20億3,568万5千円	6	29年度末資金剰余	—	7	30年度末資金剰余	38億1,233万9千円
1	収入	1,102億2,367万7千円																					
2	支出	1,103億2,851万円																					
3	形式収支	△1億483万3千円																					
4	補てん財源等	21億4,051万8千円																					
5	単年度実質収支	20億3,568万5千円																					
6	29年度末資金剰余	—																					
7	30年度末資金剰余	38億1,233万9千円																					

※公営競技事業会計は平成30年度から公営企業会計に移行したため、年度末資金剰余については、平成30年度のみ表示している。

N o
2 8

北九州市職員の分限に関する条例等の一部改正について

(総務局人事部給与課)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を改めるもの

1 北九州市職員の分限に関する条例の一部改正

条例に引用する地方公務員法の規定の条項ずれに伴う改正（第6条関係）

現行	改正後
第16条第2号	第16条第1号

2 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 期末手当等を支給する職員について、基準日前1箇月以内に地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員（以下「欠格条項により失職した職員」という。）についても支給する規定から、当該職員を削除する。

(第24条、第25条関係)

(2) 期末手当等の算定基礎額について、欠格条項により失職した職員については、失職した日現在における給料月額等を算定基礎額とする規定から、当該職員を削除する。(第24条、第25条関係)

(3) 期末手当を支給しない職員について、欠格条項により失職した職員を適用除外としている規定から、当該職員を削除する。

(第24条の2関係)

(4) 休職中に基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した職員に対して期末手当を支給できる規定から、当該職員を削除する。(第28条関係)

(次頁に続く)

(続き)

3 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正

(1) 懲戒免職等処分を受けた職員等に退職手当を支給しないこととする処分を行うことができるとした規定について、欠格条項により失職した職員を適用除外としている規定から、当該職員を削除する。(第11条関係)

(2) 国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る使用者として退職した者の退職手当の期間通算について、欠格条項により失職した職員を期間通算の適用除外から除くとされている規定から、当該職員を削除する。(付則第13項関係)

4 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

期末手当等を支給する職員について、基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した職員についても支給する規定から、当該職員を削除する。(第12条、第13条関係)

5 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

期末手当等を支給する職員について、基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した職員についても支給する規定から、当該職員を削除する。(第12条、第13条関係)

6 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 期末手当等を支給する教職員について、基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した教職員についても支給する規定から、当該教職員を削除する。(第32条、第35条関係)

(次頁に続く)

(続き)

(2) 期末手当等の算定基礎額について、欠格条項により失職した教職員については、失職した日現在における給料月額等を算定基礎額とする規定から、当該教職員を削除する。(第32条、第35条関係)

(3) 期末手当を支給しない教職員について、欠格条項により失職した教職員を適用除外としている規定から、当該教職員を削除する。(第33条関係)

(4) 休職中に基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した教職員に対して期末手当を支給できる規定から、当該教職員を削除する。(第47条関係)

7 北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

期末手当等を支給する職員について、基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した職員についても支給する規定から、当該職員を削除する。(第16条、第17条関係)

8 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

期末手当を支給する会計年度任用職員等について、基準日前1箇月以内に欠格条項により失職した職員に対しても支給する規定から、当該職員を削除する。(第4条、第16条関係)

9 施行期日

令和元年12月14日

No 29	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について (総務局情報政策部情報政策課)
----------	---

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、執行機関が個人番号を利用することができる事務を整理する等のため、関係規定を改めるもの

1 執行機関内で連携を行うことができる事務の追加等（別表第2関係）

現行	改正後
母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、 <u>妊娠の届出</u> 、 <u>母子健康手帳の交付</u> 、 <u>妊産婦の訪問指導</u> 、 <u>低体重児の届出</u> 又は未熟児の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、 <u>妊産婦の訪問指導</u> 、 <u>未熟児の訪問指導</u> 又は <u>母子健康包括支援センターの事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付又は <u>子育てのための施設等利用給付</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの

2 執行機関内で連携を行うことができる事務及び特定個人情報の整理（別表第2関係）

連携を行うことができる事務及び特定個人情報の根拠について定めた規定に重複が生じたため、削除する等規定の整理を行う。

3 施行期日
公布の日

No
30

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を適正化する等のため、関係規定を改めるもの

1 手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1通につき300円
住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき300円

2 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定（別表関係）

危険物の貯蔵最大数量	現行	改正後
10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満	1件につき 1,580,000円	1件につき 1,590,000円
50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満	1件につき 1,940,000円	1件につき 1,950,000円
100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満	1件につき 2,260,000円	1件につき 2,270,000円

(次頁に続く)

(続き)

3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、令和元年10月1日

No 31	北九州市印鑑条例の一部改正について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
<p>住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏等で表された印鑑の登録を受けることを可能にする等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 登録申請を受理しない印鑑の追加（第4条関係） 登録申請を受理しない印鑑に、住民票に記載されている旧氏、旧氏及び名を組み合わせたもの又は旧氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑を追加する。2 印鑑登録を消除する場合の追加（第12条関係） 旧氏の変更又は削除により、登録している印鑑が登録申請を受理しない印鑑に該当した場合には、当該印鑑の登録を消除する。3 施行期日 令和元年11月5日	

No 32	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課)
----------	--

北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館の移転に伴い、体育室及びテニスコートの使用料を新設するため、関係規定を改めるもの

1 体育室及びテニスコートの使用料の新設（別表第3関係）

体育室 使用料	八幡西 生涯学 習総合 センター	専用		1時間又はその端数ごとに	1,500円		
		共用	—		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒
			1人1回（3時間以内）		220円	150円	70円
		回数券（10枚つづり）	1人1回（3時間以内）	1,760円	1,200円	560円	
テニス コート 使用料	八幡西 生涯学 習総合 センター	共用		一般	高等学校の生徒	小・中学校の児童及び生徒	
		1人1回（3時間以内）		220円	150円	70円	
		回数券（10枚つづり）	1人1回（3時間以内）	1,760円	1,200円	560円	

2 施行期日

令和2年4月1日

No 33	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局総務部総務課)
----------	---

勤労青少年ホームを廃止する等のため、関係規定を改めるもの

1 勤労青少年ホームの廃止（第2条、別表第1、別表第4関係）

名称	位置
北九州市立門司勤労青少年ホーム	北九州市門司区清滝三丁目2番3号
北九州市立若松勤労青少年ホーム	北九州市若松区浜町二丁目10番17号
北九州市立八幡西勤労青少年ホーム	北九州市八幡西区南鷹見町6番1号

2 へき地保育所の使用料の改定（別表第2関係）

現行	改正後
1月につき 4,000円	子ども・子育て支援法第30条第2項第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

3 働く婦人の家の北九州市立西部勤労婦人センターの舞台ホールの使用料の改定（別表第2関係）

現行	1時間又はその端数ごとに1,870円		
改正後	A	1時間又はその端数ごとに1,870円	1 舞台ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、入場料等の最高額が1人1回につき1,000円以下のとき。
	B	1時間又はその端数ごとに	

(次頁に続く)

(続き)

		2, 800円	(2) Bは、入場料等の最高額が1人1回につき1, 000円を超え、3, 000円以下のとき。
	C	1時間又はその端数ごとに 3, 740円	(3) Cは、入場料等の最高額が1人1回につき3, 000円を超えるとき。
			2 リハーサルのための舞台ホールの使用に係る使用料の額は、Aの使用料の額の10割に相当する額とする。
			3 舞台ホールの使用に当たり、第1和室及び第2和室の使用料の額は、次の各号に掲げる舞台ホールの使用料の適用区分に応じ、当該各号に定める額とする。
			(1) Aの適用区分 規定使用料の額
			(2) Bの適用区分 規定使用料の額の15割に相当する額
			(3) Cの適用区分 規定使用料の額の20割に相当する額

4 施行期日

1については、令和2年4月1日

2については、令和元年10月1日

3については、令和元年11月1日

N o
3 4

北九州市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について

(保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置を適正化する等のため、関係規定を改めるもの

1 年金管理者の欠格事由の変更 (第 1 1 条関係)

現行	改正後
(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>	(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u>
(2) <u>破産者であって復権を得ない者</u>	(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>

2 施行期日

令和元年 1 2 月 1 4 日

No 35	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課)
<p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付に係る過料について定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 過料に処する者の追加（第2条関係）</p> <p>子育てのための施設等利用給付に関して、正当な理由なしに必要な報告等をしない者又は虚偽の報告等をした者を、過料に処する者として追加する。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和元年10月1日</p>	

No 36	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)
----------	--

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 一般原則の変更（第3条関係）

現行	改正後
<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>

2 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第14条関係）

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの副食費を施設が保護者から徴収できる費目とする。
- (2) 保護者等の市町村民税所得割合算額が一定の金額未満である子ども・子育て支援法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの副食費を施設が徴収できる費目から除く。

(次頁に続く)

(続き)

(3) 一定の要件を満たす子どもが同一の世帯に3人以上いる場合に最年長者及び2番目の年長者でない子ども・子育て支援法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの副食費を施設が徴収できる費目から除く。

3 その他の改正

「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の規定の整備を行う。

4 施行期日

令和元年10月1日

<p>N o 3 7</p>	<p>北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について (建設局道路部道路計画課)</p>
<p>道路構造令の一部改正に伴い、県道及び市道の構造の技術的基準に自転車通行帯に関する基準を加える等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車通行帯に関する基準の新設（第8条の2、第42条関係） 道路構造令で新たに規定された自転車通行帯について、交通量が多い道路の車道の左端寄りに幅員1.5メートル以上で設ける等、その設置に関する基準を新設する。 2 自転車道に関する基準の追加（第10条、第41条関係） 自転車道の設置に関する基準に、設計速度が1時間につき60キロメートル以上の道路であること等を追加する。 3 その他の改正（第4条、第6条、第11条、第12条、第32条関係） 車線等、副道、自転車歩行者道、歩道及び待避所の設置に関する基準について、1に伴う規定の整備を行う。 4 施行期日 公布の日 	

No 38	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (建築都市局計画部都市計画課)
<p>北九州広域都市計画地区計画の変更に伴い、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 変更する地区整備計画区域（別表第2関係） 大里本町西地区地区整備計画区域 2 施行期日 公布の日	

N o
3 9

北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

(消防局警防部消防団・市民防災課)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため常勤の消防団員の成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、非常勤の消防団員についてこれに準じた措置を講じるため、関係規定を改めるもの

1 欠格条項の削除（第5条関係）

現行	改正後
(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>	
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 第10条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者	(2) 第10条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

2 施行期日

令和元年12月14日

No 40	八幡西消防署移転新築工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
<p>八幡西消防署移転新築工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決契約金額 6億7,824万円2 変更契約金額 6億8,436万5,900円	

No 41	40メートル級はしご付消防自動車の取得について <p style="text-align: right;">(技術監理局契約部契約課)</p>
<p>1 品名 40メートル級はしご付消防自動車</p> <p>2 数量 1台</p> <p>3 買入れ予定金額 2億2,550万円</p>	

No 42	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財産活用推進課)</p>
<p>門司区大字猿喰に所在する市有地を売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区大字猿喰 1 4 6 2 番 3 62 土地の面積 2 万 2 , 5 9 4 . 3 9 m²3 売払い予定金額 8 , 8 2 0 万円	

No 43	住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	---

住居表示を実施するに当たり、実施区域及び住居表示の方法を定めるもの

1 住居表示を実施すべき市街地の区域

区 名	実 施 区 域 名
八幡西区	大字木屋瀬の一部 大字野面の一部

2 住居表示の方法

街区方式

<p>N o 4 4</p>	<p>地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の変更の認可について (保健福祉局健康医療部地域医療課)</p>
<p>地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の変更について認可するもの</p> <p>変更の内容</p> <p>(1) 消費税率の引き上げに伴い、第11第1項第2号の表以外の部分及び同項第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。</p> <p>(2) 元号の改元に伴い、中期計画の規定中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成36年」を「令和6年」に改める。</p>	

<p>N o 4 5</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(建設局総務部管理課)</p>
<p>平成30年5月3日に北九州市小倉南区北方二丁目27番6号地先の市道北方1号線の街路樹が倒壊して通行中の車両を直撃し、運転手が負傷し、車両が損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市小倉南区 男性</p> <p>2 損害賠償の額 2, 252万1, 603円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金2, 252万1, 603円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 北九州市は、相手方に対し、前号の金員から内払金として既に支払った金179万9, 740円を控除した金2, 072万1, 863円を、本和解成立の日以後1月以内に相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して何らの請求及び異議申立てをしないものとする。</p>	

<p>N o 4 6</p>	<p>建物の取得について</p> <p style="text-align: right;">(建設局用地部用地課)</p>
<p>北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の施行に伴い、八幡西区北鷹見町に所在する建物の一部を買い入れるもの</p> <p>1 建物の所在地 八幡西区北鷹見町2426番地</p> <p>2 建物の構造及び買入れ部分の面積 鉄筋コンクリート造り陸屋根地下1階付5階建てのうち地上1階及び地上2階の各一部 823.66平方メートル</p> <p>3 買入れ予定金額 3億1,417万3,628円</p>	

No.	件名	要 旨	
令和元年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	5億2,885万7千円	5,749億1,985万7千円
	特別会計	9億3,535万8千円	4,135億 985万8千円
	企業会計	2,000万円	1,922億6,092万円
	合 計	14億8,421万5千円	1兆1,806億9,063万5千円
48	令和元年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 (債務負担) 2 総 額	5億2,885万7千円 7億円 5,749億1,985万7千円
49	令和元年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	9億3,535万8千円 1,014億3,235万8千円
50	令和元年度北九州市 病院事業会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	2,000万円 8億6,667万円

No
51

北九州市宿泊税条例について

(財政局税務部税制課)

観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課するもの

1 条例の内容

(1) 宿泊税 (第1条)

(2) 定義 (第2条)

(3) 納税義務者等 (第3条)

宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(4) 税率 (第4条)

宿泊者1人1泊につき150円とする。

(5) 税額の端数計算 (第5条)

(6) 減免 (第6条)

(7) 徴収の方法 (第7条)

特別徴収の方法による。

(8) 特別徴収義務者 (第8条)

(9) 特別徴収義務者の申告等 (第9条)

(10) 納税管理人 (第10条)

(11) 納税管理人に係る不申告に関する過料 (第11条)

(12) 申告納入 (第12条)

(13) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 (第13条)

(14) 不足金額等の納入 (第14条)

(15) 納期限後に納入する宿泊税の延滞金 (第15条)

(16) 特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等 (第16条)

(17) 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税 (第17条)

(次頁に続く)

(続き)

- (18) 賦課徴収（第 18 条）
- (19) 委任（第 19 条）
- (20) 帳簿の記載義務違反等に関する罪（第 20 条）
- (21) 適用区分（付則第 2 項）
- (22) 準備行為（付則第 3 項）
- (23) 経過措置（付則第 4 項－第 6 項）
- (24) 賦課徴収の方法の特例（付則第 7 項）
- (25) 県宿泊税に係る督促、滞納処分等（付則第 8 項）
- (26) 延滞金の割合の特例（付則第 9 項）
- (27) 検討（付則第 10 項）

この条例の施行後 3 年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5 年ごとに同様の検討を行うものとする。

2 施行期日

- (1) から (21) まで及び (24) から (27) までは、規則で定める日
- (22) 及び (23) は、公布の日